

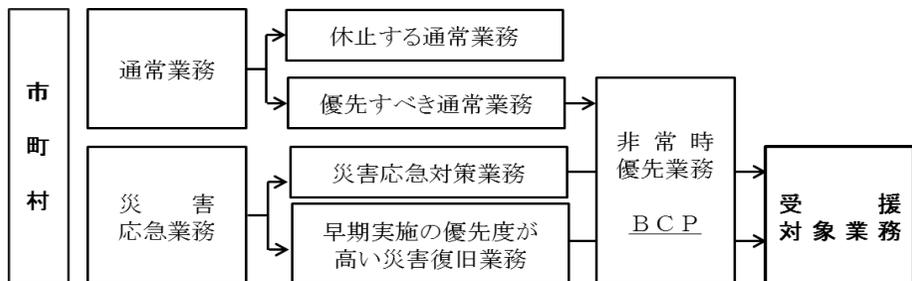
## 1 ガイドラインの目的・基本的な考え方

### 目的

- 国や県を始めとする他の地方公共団体等からの支援を円滑に受入れるための体制(受援体制)を整備し、被災市町村が行政機能を確保しながら、迅速かつ効果的な被災者支援を実施

### 基本的な考え方

- 市町村は、災害発生時に行政機能を確保するためには、業務継続計画(BCP)の検討を通じて非常時優先業務を整理することが求められている。その実効性を確保するためには、「応援の受入れ」が必要



- 市町村は、受援対象業務を明らかにし、応援の「受け皿づくり」として受援体制の整備を行うとともに、「受援計画」の策定に結びつける

### (計画の位置付けの例)

- 地域防災計画に受援編を新設
- 業務継続計画(BCP)等と一体で作成
- 受援計画と単独で作成

### (計画の構成要素)

- 受援対象業務の特定
- 応援の受入れを前提とした体制の構築
- 受援調整組織等の設置等
- 応援要請・受入れの手続き等
- 受援機関の活動場所の確保



## 2 受援対象業務の特定

### 受援対象業務の全体像

- 想定される受援業務を例示  
(例)避難所運営、物資の受入れ、住家被害認定調査、罹災証明の発行 等
- 地震対応の基本的な流れをもとに、主な業務と応援の関係を例示

### 業務の具体的な内容の整理

- 応援側の具体業務を「避難所運営」及び「住家被害認定調査」について例示

### マネジメント支援

- 「業務の遂行を計画・管理するマネジメント業務」についても受援対象業務として位置付けておく

## 3 支援の受入体制

### 受援班/担当の設置

- 災害対策本部内に応援の受入れ調整、受援状況の管理等、受援に関する総合調整・取りまとめ業務を専任する「受援班/担当」を設置
- 小規模市町村においても、受援担当を配置することが必要

### <県・市町村間の受援・応援調整関係>

